

第1章 目的と使命

(目的)

第1条 本学は、教育基本法に則り学校教育法の定める大学として、キリスト教精神に基づき、外国語と国際文化に関する知識を教授研究し、国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並びに人類社会の福祉と発展に寄与しうる人材を育成することを目的とする。

(宗教教育)

第2条 本学において教授研究する学問及び教育の基礎として、キリスト教に関する授業科目を設け、また宗教的礼拝を行う。

(自己点検・評価)

第3条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

(教育研究活動等の情報公開)

第3条の2 本学は、教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えたうえで、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、公表するものとする。

第2章 組織

(学部・学科、収容定員、目的)

第4条 本学が設置する学部、学科及びその収容定員等は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
外国語学部	現代英語学科	85 名		340 名
	国際コミュニケーション学科	85 名	30 名	400 名
	計	170 名	30 名	740 名

2 学部及び各学科の目的は、次のとおりとする。

(1) 外国語学部は、柔軟な思考力と異文化に対する感性を磨き、国際的な教養と外国語の実践的な運用能力を身につけることによって、地球市民として地域並びに国際社会の諸課題に主体的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。

(2) 現代英語学科は、実践的な英語運用能力の練磨とグローバリズム世界における文化的・経済的な多様な可能性や意義を探究することを通して、豊かな教養と専門性を身につけ、地球市民として地域並びに国際社会の諸課題に主体的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。

(3) 国際コミュニケーション学科は、ドイツ、フランスを中心とするヨーロッパ・EU文化圏、中国、韓国、日本を中心とするアジア文化圏の言語・社会・文化を学び、多文化共生の多様な可能性や意義を探究することを通して、豊かな教養と専門性を身につけ、地球市民として地域並びに国際社会の諸課題に主体的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。

(附置教育研究機関)

第5条 本学に、次の附置教育研究機関を置く。

- (1) 国際交流センター
- (2) 教育研究メディアセンター
- (3) キャリアセンター
- (4) 社会連携センター
- (5) 教職センター
- (6) 新長崎学研究センター
- (7) 学修支援センター

2 附置教育研究機関に関し必要な事項は、別に定める。

(学長・副学長)

第6条 本学に学長を置く。学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 本学に副学長を置く。副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(学部長)

第7条 学部に学部長を置く。学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

(職員)

第8条 本学に教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項のほか、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 教職員の組織等の詳細について別に定める。

(特別任用教員)

第8条の2 本学に特別任用教員をおくことができる。

2 特別任用教員に関する規定は別に定める。

(センター長)

第8条の3 第5条に掲げるセンターに次の通りセンター長を置く。

(1) 国際交流センター長

(2) 教育研究メディアセンター長

(3) キャリアセンター長

(4) 社会連携センター長

(5) 教職センター長

(6) 新長崎学研究センター長

(7) 学修支援センター長

2 センターに副センター長を置くことができる。

(研修の機会等)

第8条の4 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けること、その他必要な取り組みを行うものとする。

2 前項に定める取り組みを実施するにあたっての必要な事項は、別に定める。

(客員教授・客員准教授)

第9条 本学に常時勤務する教員以外の者で、本学の教育若しくは研究に従事する者のうち、適当と認められる者に対しては、客員教授または客員准教授の称号を与えることができる。

(名誉教授)

第9条の2 本学の教授として勤務した者であって、教育上または研究上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 本学の学長を務めた者であって、特に功績のあった者に対し、名誉学長の称号を授与することができる。

3 前2項に関する規定は別に定める。

(大学協議会)

第10条 本学に、大学協議会を置く。

2 大学協議会は、次の教育研究に関する重要事項を審議する。

(1) 本学の教育研究の基本方針に関する事項

(2) 中長期計画及び年度計画に関する事項

(3) 教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(4) 教員人事に関する事項

(5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(6) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(7) 質保証に関する事項

(8) 教育及び研究の状況について本学が行う点検及び評価に関する事項

(9) その他、本学の教育研究に係わる重要な事項

3 大学協議会に関し必要な事項は別に定める。

(教授会)

第11条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

3 前項に規定するもののほか、教授会は、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 第2項に定める教授会は、本学の学長及び専任の教授、准教授、講師をもって構成する。

5 教授会に関し必要な事項は別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第13条 学年を次の2学期に分ける。

(1) 春学期（前期） 4月1日から 9月30日まで

(2) 秋学期（後期） 10月1日から 翌年3月31日まで

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本学の創立記念日 12月1日

(4) 春季休業日 3月10日から3月31日まで

(5) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで

(6) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず必要がある場合には、学長は休業日を臨時に変更し又は臨時に休業日を定めることができる。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第15条 本学の修業年限は4年とする。ただし、編入学、再入学又は転入学により入学した学生の修業年限は、入学した年次に対応した年限とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第42条の5 学生が職業を有している等の事情により、前条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する申し出があったときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(在学年限)

第16条 学生は、休学期間を除き8年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、再入学又は転入学により入学した学生の在学年限は、修業年限の2倍に相当する年数を限度とする。

第5章 入学、転入学、編入学及び再入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学期の始めとする。

(1年次入学資格)

第18条 本学の1年次に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程を修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により他大学に入学した者であって、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると本学が認めた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

（1 年次入学の出願）

第 19 条 本学の 1 年次に入学を志願する者は、入学願書に入学検定料及び他の所定書類を添えて願い出るものとする。

（1 年次入学者の選考）

第 20 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（1 年次入学手続き及び入学許可）

第 21 条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、定められた期日までに本学所定の書類を提出するとともに、第 48 条に定める入学金並びに授業料等の学費を納入しなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者に対し、学長が入学を許可する。

（転入学並びに編入学）

第 22 条 編入学定員のほか 2 年次及び 3 年次に欠員がある場合、転入学または編入学志願者について選考を行い、教授会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可する。

（3 年次転入学、2・3 年次編入学の資格等）

第 23 条 本学の 3 年次に転入学または 2 年次・3 年次に編入することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者（大学に 2 年以上在学し、62 単位以上修得した者）
- (2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者
- (3) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者。
- (4) 本学において、個別の入学資格審査により短期大学又は高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、20 歳に達した者。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

3 3 年次に転入学または編入学することを許可された者の修業年限は 2 年とし、在学年限は 6 年を超えることができない。

4 2 年次に編入学することを許可された者の修業年限は 3 年とし、在学年限は 7 年を超えることができない。

5 3 年次に転入学または 2 年次・3 年次に編入学を志願する者の出願、選考、入学手続き、及び入学許可に関しては、第 19 条、第 20 条、第 21 条の規定を準用する。

（2 年次転入学の資格等）

第 23 条の 2 2 年次に転入学することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学 1 年次の課程を修了した者
- (2) 外国の大学において前号に準じる課程を修了した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

3 2 年次に転入学することを許可された者の修業年限は 3 年とし、在学年限は 7 年を超えることができない。

4 2 年次転入学を志願する者の出願、選考、入学手続き、及び入学許可に関しては、第 19 条、第 20 条、第 21 条の規定を準用する。

（再入学）

第 24 条 再入学は、大学を退学した者が再び入学を志望する場合に、選考の上これを許可する。

第 6 章 教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成方針）

第25条 教育課程の編成は、本学の学部及び学科または課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に行うものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目)

第25条の2 授業科目は、教養科目、専門科目及び語学科目とする。

2 授業科目の種類及び単位数は、別表1のとおりとする。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

5 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(成績評価基準の明示等)

第25条の3 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第25条の4 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(教職課程)

第26条 本学に、教職課程を置く。

2 教育職員免許状を取得しようとする者は、教職に関する科目及び単位を修得しなければならない。

3 教職に関する科目は、別表2のとおりとする。

4 前の各項に定めるもののほか、教職課程に関し必要な事項は、別に定める。

(短期留学プログラム)

第26条の2 本学に外国人留学生のための短期留学プログラムを置く。

2 前項の科目は、別表3のとおりとし、短期留学プログラムに関し必要な事項は別に定める。

(特別の課程)

第26条の3 学長は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 本学の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

(単位の計算方法)

第27条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次のとおりとする。

(1) 教養教育科目については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、情報処理及びスポーツについては30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 専門教育科目については15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 言語教育科目については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、一部の科目については、授業内容の専門性及び授業時間外に必要な学修等を考慮し、15時間の授業をもって1単位とすることがある。

(4) 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(5) 講義、演習、実習または実技のうち2以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して定める授業時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、海外・国内研修を含む授業科目については、別に定める基準によるものとする。また、プロジェクト及び卒業研究については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めるものとする。

(試験及び成績)

第 28 条 学業成績は、原則として試験によって評価し、評価結果は秀・優・良・可・不可をもって示し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

ただし、その他特別の必要があるときは、認または互をもって合格とする。

(履修及び単位修得)

第 29 条 授業科目の履修及び単位の修得に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修)

第 30 条 教育上有益と認められるときは、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 31 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 32 条 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 30 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 編入学者、転入学者等の既修得単位の認定については、別に定める。

(学外講義等)

第 33 条 本学は、第 25 条及び第 26 条に定める正規課程のための授業のほか、学外講義、公開講義及び講習会を随時開催する。

第 7 章 卒業及び学位

(卒業単位)

第 34 条 学生が本学を卒業するために必要とする修得単位数は、次のとおりとする。

科目分野		卒業に必要な単位	備考
教養教育科目		36 単位以上	すべての学生は「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」及び「外大と長崎」必修。日本人学生は「基礎演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」必修。留学生は「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」必修。留学生は専門教育科目及び言語教育科目において卒業要件を超えて修得した単位をもって、教養教育科目の単位に換えることができる。
専門教育科目		40 単位以上	Gaidai プログラムの選択必修 6 単位以上を含む。
言語教育科目	現代英語学科	英語 24 単位以上	
	国際コミュニケーション学科	専修言語 24 単位以上	ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、日本語のいずれかを専修言語として選ぶものとする。
自由選択科目		24 単位以上	他学科の科目を含め、どの科目分野からも自由に選択することができる。
合計		124 単位以上	

(卒業認定)

第35条 本学に4年以上在学し、前条に定める単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業の認定を行う。

(学位)

第36条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

第8章 転学科、留学、休学、復学、退学及び除籍

(転学科)

第37条 学生が、所属する学科から他の学科への所属変更（以下「転学科」という。）を希望するときは、選考のうえ許可することがある。

2 転学科に関し必要な事項は別に定める。

(留学)

第37条の2 学生は、外国の大学又は短期大学において修学しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学期間は、2年以内を原則とする。

3 留学期間は、修業年限及び在学年限に算入する。

4 学生が留学により修得した単位については、第30条第2項に定める規定を準用する。

5 前の各項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第38条 学生は、疾病その他の特別な理由により2ヵ月以上継続して修学することができないときは、休学を願い出ることができる。

2 学長は、前項の願い出が正当と認められる場合は、休学を許可することができる。

3 休学期間は、1回の願い出について1年以内を原則とし、通算して4年を限度とする。

4 休学期間は、修業年限には算入しない。

(復学)

第39条 学生は、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第40条 学生は、引続いて在学することができないときは、学長の許可を得て退学することができる。

(除籍)

第41条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生については除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第16条に定める在学年限を超える者
- (3) 第38条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 死亡

第9章 科目等履修生、聴講生、研究生、特別科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生等)

第42条 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生および聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第42条の2 本学において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別科目等履修生)

第42条の3 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、本学の特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別科目等履修生として入学を許可することがある。

2 特別科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第42条の4 外国人留学生として本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第42条の5 削除

(規則の準用)

第43条 第42条から第42条の4に定める学生は、正規課程の学生と同様に本学の規則を遵守しなければならない。

第10章 賞 罰

(表彰)

第44条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

(懲戒)

第45条 本学の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴き学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、譴責、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて、出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒の手続き等については、別に定める。

第11章 厚生施設

(学生寮)

第46条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は、別に定める。

(保健室及びカウンセリング室)

第47条 本学に保健室及びカウンセリング室を置く。

2 保健室及びカウンセリング室に関する規程は、別に定める。

第12章 学 費

(入学検定料、入学金、授業料等の学費)

第48条 本学の入学検定料、入学金並びに授業料等の学費は、別表4のとおりとする。

2 入学金並びに授業料等の学費の納入期限、納入方法等に関しては、別に定める。

(納入した授業料等の学費)

第49条 納入した検定料、入学金並びに授業料等の学費は返還しない。ただし、入学手続き時の納入金については、所定の期日までに所定の方法で入学を辞退した者に限り、入学金を除き既に納めてある授業料等の学費を返還することができる。

(休学期間中の学費)

第50条 1学期を通じて休学する者は、当該学期の所定の期日までに別に定める在籍料を納入しなければならない。

(退学、停学の場合の授業料等の学費)

第51条 学期の途中で退学した者の当該期分の授業料等の学費は徴収する。

2 停学期間中の授業料等の学費は徴収する。

(復学の場合の授業料等の学費)

第52条 休学者が、学期の途中で復学する場合には、その学期の授業料等の学費の全額を納入しなければならない。

第 13 章 奨学制度

(奨学金)

第 53 条 成績優秀にして品行方正な学生及び経済的に修学が困難な学生に対しては、選考のうえ奨学金を貸与又は給付する。

2 奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

(留学派遣)

第 54 条 成績優秀にして品行方正な学生に対しては、選考のうえ外国に留学派遣する。

2 留学派遣に関し必要な事項は、別に定める。

第 14 章 その他

第 55 条 この学則の改廃は、教授会及び大学協議会の意見を聴き、理事会が決定する。

附 則

1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条に定める学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 13 年から 15 年度までの間は、次のとおりとする。

学 科	13 年度	14 年度	15 年度
国際コミュニケーション学科	150 名	300 名	470 名

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条に定める学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 16 年から 18 年度までの間は、次のとおりとする。

学 科	16 年度	17 年度	18 年度
国際コミュニケーション学科	670 名	700 名	730 名

附 則

1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この附則は、平成 17 年度の入学者から適用し、平成 16 年度以前の入学者には、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 25 条（別表 1 を含む。）、第 26 条（別表 2 ）、第 27 条、第 34 条の改正規定は、平成 19 年度の入学者及びその学年進行に相当する年次への編入学者から適用し、平成 18 年度以前の入学者には、なお、従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 28 条の改正規定は、平成 20 年度の入学者及びその学年進行に相当する年次への編入学者から適用し、平成 19 年度以前の入学者には、なお、従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条に定める学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 21 年から 23 年度までの間は、次のとおりとする。

学 科	21 年度	22 年度	23 年度
現代英語学科	85 名	170 名	255 名
国際コミュニケーション学科	675 名	590 名	495 名

計	760 名	760 名	750 名
---	-------	-------	-------

3 改正後の第 25 条（別表 1 を含む。）、第 26 条（別表 2）、第 27 条、第 34 条、第 37 条及び第 48 条（別表 3）の規定は、平成 21 年度の入学者及びその学年進行に相当する年次への編入学者から適用し、平成 20 年度以前の入学者には、なお、従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 26 条（別表 2）の規定は、平成 22 年度の入学者及びその学年進行に相当する年次の編入学者から適用し、平成 21 年度以前の入学者には、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 25 条（別表 1）の規程は、平成 25 年度の入学者及びその学年進行に相当する年次への編入学者から適用する。

3 平成 24 年度以前の入学者には、なお、従前の学則によるものとし、遡及して適用する授業科目については、履修規程または内規で定めたうえ、平成 25 年度から適用する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

附 則

1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 27 条の規程は、平成 28 年度以前の入学者へも遡及して適用する。

附 則

1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則は、平成 31 年度の入学者から適用し、平成 30 年度以前の入学者には、なお、従前の学則による。

附 則

1 この学則は、2020（令和 2）年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 41 条の規定は、平成 31 年度以前の入学者へも遡及して適用する。

附 則

この学則は、2021（令和 3）年 4 月 1 日から施行する。